

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

○証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

(同) 九

○特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 一一

訓 令 甲

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税務課) 一三

告 示

○平成十四年宮城県告示第三百六十三号(証紙代金収納計器の指定)の一部を改正する告示

(税務課) 一六

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十九号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の五」を「第四十九条」に改め、「第六節 自動車取得税(第四十三条―第四十九条)」を削り、「第六節の二」を「第六節」に改める。

第五条第一項中「第九十七条第一項」を「第一百四条の九第一項」に、「証紙代金収納計器による自

動車税及び自動車取得税の取扱いに関する規則」を「証紙代金収納計器による自動車税等の取扱いに関する規則」に改める。

第六条第一項及び同項の表中「税目」を「税目等」に改め、同表自動車税(所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合における条例第八十条の二第一項に規定する普通徴収、同条第二項に規定する証紙徴収、同条第三項に規定する普通徴収及び自動車税の特例に関する条例第二条に規定する証紙徴収に限る。)の項中「自動車税(一)を「自動車税の種別割(二)に、「自動車税を」を「自動車税の種別割を」に改め、同表自動車税(前項に該当する場合以外の場合であつて、かつ、所有者又は使用者の住所が県外にある場合に限る。)の項中「自動車税」を「自動車税の種別割」に改め、同表自動車取得税の項中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割(法附則第二十九条の九の規定に基づき、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、軽自動車税の環境性能割の賦課を行う場合を含む。)」に改める。

第十二条の五の見出し中「自動車取得税」を「環境性能割」に改め、同条第一項中「第二百五条第二項」を「第六十四条第二項」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割に係る徴収金の徴収猶予を受けようとする者又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割」に改める。

第二十六条の三(見出しを含む)及び第二十六条の四(見出しを含む)中「法人の事業税及び」及び「法人事業税・」の下に「特別法人事業税又は」を加える。

第二章第六節の節名を削る。

第四十三条から第四十九条までを次のように改める。

第四十三条から第四十九条まで 削除

第二章第六節の二を同章第六節とする。

第五十五条の三の次に次の七条を加える。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の四 法第六十四条第一項若しくは第六項の規定により自動車税の環境性能割の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者は、申告書又は申請書にその事実を証する書類を添付して、仙台中央県税事務所長に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申告者又は申請者に通知しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第五十五条の五 法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の環境性規制の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性規制の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性規制の納税義務の免除若しくは還付を受けようとする者は、申請書にその事実を証する書類を添付して、仙台中央県税事務所長に提出しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項の申請書を受理したときは、審査の上処分を決定し、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(環境性規制の更正又は決定の通知)

第五十五条の六 仙台中央県税事務所長は、法第六十八条、第七十一条若しくは第七十二条の規定により自動車税の環境性規制に係る徴収金の更正若しくは決定をしたとき又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性規制の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性規制に係る徴収金の更正若しくは決定をしたときは、自動車税等更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書により納税者に通知しなければならない。

(身体障害者等の利用に供するための自動車の構造又は設備)

第五十五条の七 減免条例第七條第一項第一号に規定する規則で定める構造又は設備は、乗降補助装置、車いすの昇降装置、固定装置及び収納装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

2 減免条例第七條第一項第三号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いす固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置とする。

3 減免条例第七條第二項第一号に規定する費用には、前二項に規定する構造又は設備の取付け等に伴う屋根その他の自動車の形状の変更に必要な費用を含むものとする。

4 減免条例第七條の二第一号に規定する規則で定める構造又は設備は、車いすの昇降装置及び固定装置、浴槽その他これらに類するもので県税事務所長が必要と認めるものとする。

(身体障害者等の範囲)

第五十五条の八 減免条例第七條第一項第二号に規定する身体障害者及び減免条例第七條第一項第四号に規定する身体障害者等(以下この条において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体障害者等と生計を一にする者が取得する自動車並びに身体障害者等と生計を一にする者及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る身体障害者等とは、第一号に掲げる者にあつては障害の程度が下肢不自由について四級から六級までの各級、体幹不自由について五級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について三級(一下肢のみに運動機能障害を持つものに

限る。)から六級までの各級に該当する者以外の者、第二号に掲げる者にあつては障害の程度が下肢不自由について第五項症及び第六項症並びに第一款症から第三款症までの各款症、体幹不自由について第五項症、第六項症及び第一款症から第三款症までの各款症に該当する者以外の者とする。
一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から四級までの各級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能又は言語機能の障害	三級
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
上肢機能移動機能	一級から六級までの各級
心臓機能障害	一級及び三級
じん臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級及び三級

小腸機能障害	一級及び三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障 害 の 区 分	重 度 障 害 の 程 度 又 は 障 害 の 程 度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能又は言語機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第四項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

肝臓機能障害
特別項症から第三項症までの各項症

三 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳の判定の記録（県税条例第百四条の六の規定により自動車税の環境性能割を申告納付すべき期限において有効とされるもの）の欄（障害の程度）に「A」又は「重度」と記録されている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の障害を有するもの

（減免申請書の添付書類）
第五十五条の九 減免条例第七条第一項第四号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第七

項に規定する事実を証する書面は、福祉事務所（福祉事務所を設置しない町村にあつては、当該町村）、戦傷病者の援護事務を処理する機関又は保健所の長の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

2 減免条例第七条第一項第四号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第七項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる身体障害者等の区分ごとに、当該各号に定める書類（以下「身体障害者手帳等」という。）とする。
一 第五十五条の八第一号に掲げる者 身体障害者手帳
二 第五十五条の八第二号に掲げる者 戦傷病者手帳
三 第五十五条の八第三号に掲げる者 療育手帳
四 第五十五条の八第四号に掲げる者 精神障害者保健福祉手帳

3 減免条例第七条第一項第一号から第三号まで又は第七条の二第一号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第六項及び第八項に規定する事実を証する書面は、特別の仕様により自動車を製造した者又は自動車の改造を行つた者の発行する証明書その他県税事務所長が指示する書面とする。

4 減免条例第七条の二第二号の規定に該当する場合において、減免条例第九条第八項に規定する事実を証する書面は、県税事務所長の指示する書面とする。

（自動車税環境性能割免除申請済印の押印）
第五十五条の十 仙台中央県税事務所長は、減免条例第九条第七項に規定する申請書又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る当該申請書を受理したときは、減免条例第九条第七項の規定により提示された身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白に自動車税環境性能割減免申請済印又は軽自動車税環境性能割減免申請済印を押印しなければならない。

第五十五条の十 仙台中央県税事務所長は、減免条例第九条第七項に規定する申請書又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る当該申請書を受理したときは、減免条例第九条第七項の規定により提示された身体障害者手帳等の備考欄、予備欄又は余白に自動車税環境性能割減免申請済印又は軽自動車税環境性能割減免申請済印を押印しなければならない。

第五十六条第一項中「第四十六条第四項」を「第五十五条の七第四項」に改め、同条第二項中「第四十七条」を「第五十五条の八」に、「第九十三条」を「第四百条の六」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境性能制」に改める。

第五十六条の四第二項中「第四十八条第一項」を「第五十五条の九第一項」に改め、同条第三項中「第四十八条第二項」を「第五十五条の九第二項」に改める。

第五十六条の五（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「種別制」を加える。

別表様式第二十一号の二の項中「自動車取得税免除（徴収猶予）申告書」を「自動車税等免除（徴収猶予）申告書」に、「規則第四十三条」を「規則第五十五条の四」に改める。

別表様式第二十一号の三の項中「自動車取得税徴収猶予取消通知書」を「自動車税等徴収猶予取消通知書」に改める。

別表様式第二十一号の四の項中「自動車取得税還付申請書」を「自動車税等還付申請書」に、「規則第四十三条」を「規則第五十五条の四」に改める。

別表様式第二十一号の五の項中「自動車取得税免除（還付）決定通知書」を「自動車税等免除（還付）決定通知書」に、「規則第四十三条」を「規則第五十五条の四」に改める。

別表様式第二十一号の六の項中「自動車取得税免除（還付）申請書」を「自動車税等免除（還付）申請書」に、「規則第四十四条」を「規則第五十五条の五」に改める。

別表様式第三十八号の項中
「条例第九十三条」を「条例第九十二条の七」に改める。
「条例第九十四条」を「条例第九十二条の六」に改める。
「条例第九十六条」を「条例第九十二条の七」に改める。
「条例第九十七条」を「条例第九十二条の八」に改める。

別表様式第三十八号の二の項中
「法人県民税」を「法人県民税」に改める。
「法人県民税」を「法人県民税」に改める。

別表様式第三十九号の項中
「法人県民税更正・決定」を「法人県民税更正・決定」に改める。
「法人県民税更正・決定」を「法人県民税更正・決定」に改める。

別表様式第三十九号の項中
「法人県民税更正・決定」を「法人県民税更正・決定」に改める。
「法人県民税更正・決定」を「法人県民税更正・決定」に改める。

別表様式第四十九号の項中
「法人県民税更正・決定」を「法人県民税更正・決定」に改める。
「法人県民税更正・決定」を「法人県民税更正・決定」に改める。

「特別法人事業税又は地方法人特別税」の申告書の提出期限の延長等に係る処分通知書」に改める。
別表様式第九十二号の項中「自動車取得税修正申告書」を「自動車税等修正申告書」に、「条例第九十五条」を「条例第四百条の七」に改める。

別表様式第九十三号の項中「自動車取得税更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書」を「自動車税等更正・決定・加算金決定通知書兼徴収金納額告知書」に、「規則第四十五条」を「規則第五十五条の六」に改める。

別表様式第九十四号の項を次のように改める。
別表様式第九十四号 削除

別表様式第九十七号の項中「条例第八十条の三」を「条例第八十条の八」に改める。

別表様式第二百二十三号の三の項中「自動車取得税減免（免除）申請書」を「自動車税等減免（免除）申請書」に改める。

別表様式第二百二十三号の五の項中「自動車取得税減免（免除）申請に係る決定通知書」を「自動車税等減免（免除）申請に係る決定通知書」に改める。

別表様式第二百二十三号の七の項中「自動車取得税減免申請済印」を「自動車税等減免申請済印」に改める。
別表様式第二百二十三号の七の項中「自動車取得税減免申請済印」を「自動車税等減免申請済印」に改める。

別表様式第五号（その六）中「年度自動車税」の下に「種別制」を加え、「自動車について」の下に「自動車税種別制の」を加える。

別表様式第五号（その二）中「法人県民税」を「法人県民税」に改める。
別表様式第五号（その二）中「法人県民税」を「法人県民税」に改める。

別表様式第五号の二（その三）中「年度自動車税」の下に「種別制」を、「自動車について」の下に「自動車税種別制の」を加える。

別表様式第十五号の二「年度自動車税」の下に「種別制」を加える。

「自動車取得税の」や「自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の」の「登録番号」や「登録(車両)番号」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

「特別法人事業税又は」を含む。

地方法人特別税			県民税	
課税標準	税率	税額	総数	本県
所得割に係る地方法人特別税				従業者, 固定資産価格, 軌道延長

様式第百二十三号の三(その二) 中

「
自動車取得税
自動車
減 免 申 請 書
」を

「
自 動 車 税 等 減 免 申 請 書
」に

「自動車取得税、自動車税、」や「自動車税(軽自動車税環境性能制)」に

「
自 動 車 取 得 税
」を
「
自動車税(軽自動車税)環境性能制
」に
「
自 動 車 税
」を
「
自 動 車 税 種 別 制
」に
加ふる。

様式第百二十三号の五中 「自動車取得税」や「自動車税等」に「自動車取得税又は自動車税」や「自動車税(軽自動車税環境性能制)」に「登録番号」や「登録(車両)番号」に

「
自 動 車 取 得 税
」を
「
自動車税(軽自動車税)環境性能制
」に
「
自 動 車 税
」を
「
自 動 車 税 種 別 制
」に
加ふる。

様式第百二十三号の六中 「年度自動車税」の「種別制」や「自動車について」の「自動車税種別制の」を加ふる。

様式第百二十三号の七を次のように改める。

様式第123号の7

(自動車税用)

自動車税環境性能割 減免申請済
自動車税種別割

(年 月 日)

登録番号

(軽自動車税環境性能割用)

軽自動車税環境性能割 減免申請済

(年 月 日)

車両番号

様式第百二十三号の八(その一)中「年度自動車税」の下に「種別割」を加える。
様式第百二十三号の九中「自動車税の」を「自動車税種別割の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の宮城県条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(諸様式に関する経過措置)

5 改正前の宮城県条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十号

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

証紙代金収納計器による自動車取得税及び自動車税の取扱いに関する規則(昭和四十七年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車取得税及び自動車税」を「自動車税等」に改める。

第一条中「第九十七条第五項」を「第百四条の九第五項」に、「自動車取得税及び自動車税」を「自

自動車税及び軽自動車税環境性能制」に改める。

第二条中「第九十六条第一項」を「第百四条の八第一項」に改める。

第三条及び第四条中「第九十七条第一項」を「第百四条の九第一項」に改める。

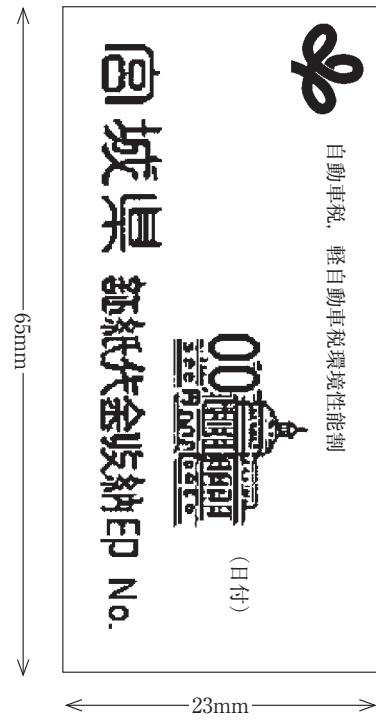
第十条を次のように改める。

(自動車税・軽自動車税環境性能制納税済証の交付)

第十条 証紙代金収納印の押印を受けることにより自動車税の環境性能制及び自動車税の種別割が納付された場合は、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「法施行規則」という。）第十六号の四十三様式による自動車税（環境性能制・種別割）申告書（報告書）（控）の納税済印の欄に納税済印（様式第八号）を押印するものとする。

2 証紙代金収納印の押印を受けることにより軽自動車税の環境性能制が納付された場合（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第二十九条の九の規定に基づき、自動車税の環境性能制の賦課徴収の例により、軽自動車税の環境性能制を徴収する場合に限る。）は、法施行規則第三十三号の四様式による軽自動車税（環境性能制）申告書（報告書）（控）の納税済印の欄に納税済印（様式第八号）を押印するものとする。
様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）



附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十一号

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成十三年宮城県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

自動車税等免除申請書

宮城県 所長 殿	受付印 年 月 日	主 事 所 た 務 在 る 所 地	〒 電 話 ()									
	フリガナ											
	名 称											
	法 人 番 号											
	フリガナ											
代表者氏名		印										

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例第4条（第5条）等の規定により、自動車税（軽自動車税環境性能割）の免除を受けたいので申請します。

記

免 税 申 請 に 係 る 自 動 車	登 録 (車 両) 番 号	宮 城 県 仙 台	自 動 車 の 取 得 年 月 日	年 月 日
	前所有者の氏名 (名称) 及 び 住 所	(氏 名 又 は 名 称)		(住 所)
	車 名		形 式	
	種 別		形 状	
	車 台 番 号		定 員 及 び 積 載 量	
	主 たる 定 置 場			
	種 別 割	年 度 円	環 境 性 能 割	年 度 円
	使 用 目 的			
	特 定 非 営 利 活 動 の 概 要			
添 付 書 類	種別割及び環境性能割共通 <input type="checkbox"/> 定款の写し <input type="checkbox"/> 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者のいずれかの指定に係る通知書の写し又は福祉サービス事業者が県若しくは市町村から助成若しくは委託を受けたことを証する書面（上記事業者以外の方は添付不要） <input type="checkbox"/> 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し <input type="checkbox"/> 自動車を正面及び側面から撮影した写真 <input type="checkbox"/> その他 () 種別割 <input type="checkbox"/> 自動車の運行状況を記録した書類 環境性能割 <input type="checkbox"/> 自動車の売買契約書の写しその他自動車の取得の原因を証する書面 <input type="checkbox"/> 自動車を無償で譲り受けた場合は、そのことを証する書面			
備 考				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式第三号については、当分の間、改正後の特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式第三号とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十一条」を「第六十五条」に改め、「第六節 自動車取得税（第六十二条―第六十五条）」を削り、「第六節の二」を「第六節」に、「第六十九条」を「第六十九条の五」に改める。

第十四条第四項中「自動車取得税の」を「自動車税の環境性能割の」に、「自動車取得税徴収猶予」を「自動車税徴収猶予」に改める。

第三十九条の二（見出しを含む。）及び第四十条（見出しを含む。）中「及び」及び「法人事業税」の下に「特別法人事業税又は」を加える。

第二章第六節の節名を削り、第六十条及び第六十一条並びに第六十二条から第六十五条までを次のように改める。

第六十条から第六十五条まで 削除
第二章第六節の二を同章第六節とする。

第六十九条の見出し中「帳簿」を「種別割に係る帳簿」に改め、同条第一項中「徴収する自動車税」の下に「種別割」を加え、同条次に次の四条を加える。

（環境性能割の納税義務等の免除又は還付の処理）

第六十九条の二 仙台中央県税事務所長は、規則第五十五条の四第一項又は第五十五条の五第一項に規定する自動車税の環境性能割の納税義務等の免除又は還付をするときは、自動車税免除（還付）

一人別内訳書に基づいて免除又は還付の額を決定しなければならない。

2 仙台中央県税事務所長は、前項に規定する自動車税の環境性能割の納税義務等の免除又は還付の

額を決定したときは、調定整理簿、調定収入簿及び申告書等を整理するとともに、還付又は充当を要する徴収金については第十六条の規定によりこれを処理しなければならない。

（環境性能割に係る更正又は決定の手續）

第六十九条の三 仙台中央県税事務所長は、法第六十八条、第七十一条若しくは第七十二条の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をするときは又は法附則第二十九条の九第一項の規定により自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行う軽自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をするときは、自動車税等更正・決定・加算金決定決議書によつてしなければならない。

（自動車税課税台帳）

第六十九条の四 仙台中央県税事務所長は、条例第四十条の六若しくは第四十条の七の規定による申告書若しくは修正申告書を受理したとき、又は法第六十八条、第七十一条若しくは第七十二条の規定により自動車税の環境性能割に係る徴収金の更正若しくは決定をしたときは、自動車税課税台帳を整理しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電算入力処理をもつて自動車税課税台帳を整理したものとみなす。
（環境性能割に係る帳簿の備付け）

第六十九条の五 仙台中央県税事務所長は、前条の規定に係る自動車税の環境性能割について、自動車税収入台帳を備えて所要の事項を記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、調定決議内訳書をもつて自動車税収入台帳に代えることができる。

別表様式第十号の項中「自動車取得税」を「自動車税」に改める。
別表様式第五十四号の項中 「法人事業税更正・決定・加算金決定」を
「法人事業税更正・決定・加算金決定」を
「法人事業税更正・決定・加算金決定」を
「法人事業税更正・決定・加算金決定」を

別表様式第六十号の項中 「法人事業税」を「法人事業税」に改める。
別表様式第六十一号の項中 「法人事業税」の下に「特別法人事業税又は」を加える。

別表様式第六十三号の二の項中「自動車取得税」を「自動車税」に、「第六十二条」を「第六十九条の二」に改める。

別表様式第六十三号の三の項中「自動車取得税」を「自動車税等」に、「第六十三条」を「第六十九条の三」に改める。

別表様式第六十三号の四の項中「自動車取得税」を「自動車税」に、「第六十四条」を「第六十九

条の四に、「第六十五条」を「第六十九条の五」に改める。
 様式第十号中「自動車取得税」を「自動車税」に改める。
 様式第十六号（その五）中「自動車税」の下に「種別割」を加える。
 様式第十六号（その六）中「自動車取得税」を「自動車税環境性能割」に改める。
 様式第三十五号中

自動車税	現年																			
	滞繰																			
	計																			
地区税	現年																			
	滞繰																			
	計																			

を

自動車税	現年																			
	滞繰																			
	計																			
自動車税 環境性能割	現年																			
	滞繰																			
	計																			
自動車税 種別	現年																			
	滞繰																			
	計																			
地区税	現年																			
	滞繰																			
	計																			

に

「地方人特別税																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「特別法人事業税 又は地方人特別税																				
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に改

め。

様式第五十四号中「法人事業税・」の下に「特別法人事業税又は」を加える。

「地方人特別税																				
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「特別法人事業税又は 地方人特別税																				
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に

減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額			地方法人特別税	課税標準	税率	税額	関利する割計額	利子割額	控除した金額	
所得割に係る地方法人特別税							控除しきれなかつた金額			
収入割に係る地方法人特別税							既に還付請求した利子割額			
合計地方法人特別税							既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額							県民税	総数		
既に納付の確定した地方法人特別税額							本県		従業者, 固定資産価額, 軌道延長	
租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額							総数			
差引過不足地方法人特別税額							本県		事務所等, 発電用固定資産, 電力容量	
過小申告加算金			通常分				総数			
			加重分				本県			
			計				総数			
不申告加算金							売上高	総数		
重加算金							軌道等			

ヤ

減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額			特別法人事業税又は地方法人特別税	課税標準	税率	税額	関利する割計額	利子割額	控除した金額	
所得割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税							控除しきれなかつた金額			
収入割に係る特別法人事業税又は地方法人特別税							既に還付請求した利子割額			
合計特別法人事業税又は地方法人特別税							既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額							県民税	総数		
既に納付の確定した特別法人事業税額又は地方法人特別税額							本県		従業者, 固定資産価額, 軌道延長	
租税条約の実施に係る特別法人事業税又は地方法人特別税の控除額							総数			
差引過不足特別法人事業税額又は地方法人特別税額							本県		事務所等, 発電用固定資産, 電力容量	
過小申告加算金			通常分				総数			
			加重分				本県			

ニヨク。

